

栃 木 県 政 務 調 査 費
マ ニ ュ ア ル

平成20年3月

栃 木 県 議 会

目 次

1	政務調査費の概要	1
(1)	制度の目的	1
(2)	根拠規定	1
(3)	制度の概要	2
2	会派が行う調査研究活動	3
(1)	対象となる調査研究活動	3
(2)	調査研究の実施方法	3
ア	調査研究実施計画等	3
イ	会派が行う調査研究(例示)	3
ウ	議員やグループが行う調査研究(例示)	3
3	使途基準	4
(1)	政務調査費執行にあたっての原則	4
(2)	使途基準の考え方	4
ア	政務調査費の充当が不適當な経費	4
イ	使途基準の考え方	6
ウ	使途基準の運用指針	10
(7)	交通費、宿泊費、ガソリン代等	10
(4)	会費等の支出の考え方	10
(9)	按分による支出の考え方	12
(1)	領収書等の貼付及び使途等の記載	14
4	会計処理	15
(1)	調査研究に要した経費の支出方法	15
(2)	政務調査費の経理方法	15
(3)	政務調査費の返還	16
5	調査研究活動の報告	16
6	収支報告	16
(1)	収支報告書等の提出及び閲覧	16
7	調 査	17
(1)	議長の調査	17
(2)	議会事務局による確認	17
(3)	政務調査費マニュアルの運用における疑義等	17
8	政務調査費手続きの流れ	18
	《資料編》	21
	関係法令等	23

1 政務調査費の概要

(1) 制度の目的

議員が、議員としての職責・職務を果たすために行う調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されるものである。

《参考》議員の職責・職務【都道府県議会制度研究会最終報告(H19.4.19)より】

○議員の職責

- ・ 公務員として住民全体の奉仕者たるべき責務
- ・ 住民の直接選挙によって選出されることから生ずる住民の代表者としての責務
- ・ 合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務

○議員の職務

- ・ 自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと
- ・ 政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動を行うこと
- ・ 政策形成に関する調査研究の推進に資するため、議案調査、事務調査などの活動を行うこと
- ・ 議会の適正かつ効率的な運営・管理を確保するために、会派代表者会議などの会議に出席すること
- ・ 議会の会議における審議を通じて団体意思（例えば条例）または機関意思（例えば意見書）を確定（決議）すること
- ・ 執行機関としての首長等による団体意思の執行・実施が適法・適正に、かつ公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促し、または代案を提示すること
- ・ 団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうか評価し、必要な対応を促すこと
- ・ 自治体が主催・共催する記念式典その他の公式行事に出席すること

(2) 根拠規定

- ・ 地方自治法第100条第13項及び第14項
- ・ 栃木県政務調査費の交付に関する条例
- ・ 栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程

(3) 制度の概要

交付対象	議会における会派（所属議員が1人であるものを含む）	条例第2条
交付額（月額）	月額30万円に月の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額	条例第3条
交付方法	毎四半期の最初の月（原則年4回）	条例第7条
使途基準	議長が定める使途基準に従い使用しなければならない	条例第8条 規程第4条
証拠書類等の整理保管	会派の政務調査費経理責任者は、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を5年間保存しなければならない	規程第7条
収支報告書の提出等	収支報告書に領収書その他の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない	条例第9条
議長の調査	議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書等の提出があったときは、必要に応じ調査を行う	条例第10条
政務調査費の返還	知事は、交付した政務調査費に残余があるときは、返還を命ずることができる	条例第11条
収支報告書等の保存	議長において、5年間保存しなければならない	条例第12条
収支報告書等の閲覧	次の者は、議長に対し、閲覧請求することができる ・県内に住所を有する個人 ・県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人	条例第12条

2 会派が行う調査研究活動

(1) 対象となる調査研究活動

会派が計画した県の事務又は地方行財政に関する調査研究であれば該当する。

会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究は対象とはならない。

このことから、会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務調査費を充当することができるものとする。

(2) 調査研究の実施方法

ア 調査研究実施計画等

- ・ 各会派は、その年度の調査研究実施計画を作成し、当該計画に基づき調査研究を行うものとする。

ただし、年度途中において新たに調査研究を必要とする課題が生じたときは、随時、計画の変更を行うものとする。

- ・ 議員又は会派内の議員で構成するグループは、会派が決定した調査研究実施計画に基づき調査研究を分担して行うものとする。

なお、その際会派は、議員やグループが分担する調査研究活動を明示することとし、議員やグループは、会派に対し調査研究活動報告書を提出することとする。

イ 会派が行う調査研究（例示）

- ・ 研究機関等への委託による調査研究
- ・ 会派が雇用する職員による調査研究
- ・ 所属議員を対象とした研修会又は講演会の開催
- ・ 調査研究に係る各種会議の開催
- ・ 図書、資料等による調査研究
- ・ 会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動を通じた住民意見の聴取

ウ 議員やグループが行う調査研究（例示）

- ・ 会派が作成した実施計画に基づく調査研究、現地調査等
- ・ 他団体が開催する研修会、講演会等への参加
- * 一人の議員又は一つのグループが複数のテーマを担当することは可能である。

3 使途基準

(1) 政務調査費執行にあたっての原則

調査研究活動は会派の自発的な意志に基づき行うものであるから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則とする。

ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）等については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準で支出することとする。

(2) 使途基準の考え方

ア 政務調査費の充当が不適当な経費

(7) 政党活動経費

- ・党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・政党活動、県連活動に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

(4) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・衆議院・参議院選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ピラ作成等に要する経費

(7) 後援会活動経費

- ・後援会活動に要する経費
- ・後援会の広報紙、パンフレット、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

(1) 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼的に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費
- ・親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費
- ・議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費

(オ) その他適当でない経費

- ・挨拶、会食やテーブルカットだけの出席に要する経費
（JA、土地改良区、森林組合の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席）
（町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席）

(起工式、竣工式等への出席)

- ・ 事務所用の土地・建物の取得など資産形成につながるものや自動車の購入及び維持修理に要する経費
- ・ 社会通念上、妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
(公職選挙法第199条の2「公職の候補者等の寄付禁止」等)
- ・ 調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費
(冷蔵庫、美術品、衣服等)
- ・ 「県政報告会」と称しながら、飲食のみに終始した会合の経費

※会費として支出するのに適さない例

- ・ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
例:町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する経費
- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフクラブ)の会費
- ・ 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費
例:結婚式の会費、香典、祝賀会の会費、祭りの経費
- ・ 親睦または飲食を目的とする 会合の会費
- ・ 意見交換を伴わない会合の参加費

イ 使途基準の考え方

項目	目的・内容	使途内容	使途基準の考え方	
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)	視察経費	活動記録票による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する。 原則実費弁償とする 調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は、時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要である	
		交通費	J R、私鉄、バス、地下鉄	実費充当 領収書の写し又は支払証明書 * 鉄道利用の場合、県内旅行、県内東京間の旅行及び県内を起点とする片道100km未満の旅行は、特別車両料金(グリーン料金)を計上できない
			タクシー	実費充当 領収書の写しを添付
			航空機、船舶	実費充当 旅行会社の領収書の写し又は支払証明書、搭乗が確認できる搭乗券の写し * 国内線のスーパーシート料金は計上できない
			高速道路料金 駐車場料金	実費充当 領収書又は利用明細書の写しを添付
			自家用車	燃料代相当として、政務調査活動に要した走行距離1km当たり37円で計算した額 領収書は不要
		宿泊費等	宿泊費	実費充当 領収書の写しを添付 20,000円を上限とする
			食卓料	定額3,000円 領収書は不要 内訳(朝1000円・夜2,000円)

項目	目的・内容	使 途 例 示	使途基準の考え方
		調査委託費 (事務所費、人件費を含む)	契約書、活動記録票、成果品などにより確認 民間調査機関・会派内の研究会等への調査委託費 ※会派から議員個人が調査研究委託を受け、事務所を使用した場合は事務所費、事務員を雇用した時は人件費を計上できる。会派への報告は調査研究費となる
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上げ料、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)	交通費	調査研究費の交通費と同じ
		宿泊費	調査研究費の宿泊費と同じ
		会費、参加費等	領収書の写しを添付 研修会資料等を保管する *研修会に付随して又は連続して懇親会がある場合は、会費・参加費の内訳で懇親会の経費が分かる場合は、当該懇親会経費を除いて充当する なお、会費・参加費と懇親会の内訳が分からない場合は、5,000円を懇親会経費として除いて充当する
会議費	県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取する等、政務調査のために会派及び会派から委託された議員が開催する各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ料、資料印刷費等)	会場費、会場運営費 講師謝金 機材借り上げ費 資料印刷費	領収書の写しを添付 活動記録票による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する
		食糧費(調査研究活動として開催する朝食会等及び調査研究活動として開催する会議の茶菓等)	領収書の写しを添付 公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲であることが必要である

項目	目的・内容	使 途 例 示		使途基準の考え方
資料作成費	会派の調査研究活動に必要な資料の作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)	印刷製本費 写真代 パネル等作成費		領収書の写しを添付
資料購入費	会派の調査研究活動に必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞・雑誌購読料等)	書籍購入代 新聞等購読料 定期刊行物購読料 その他資料購入費 (CD-ROM、ビデオテープ等)		領収書の写しを添付 資料の内容及び購入数量の妥当性を確認する
広報費	会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費(広報誌等印刷費、送料等)	広報紙等の印刷代 送料 ホームページ作成費		領収書の写しを添付 後援会と共同で作成の場合は、経費を按分して 政務調査費を充当する
事務費	会派の調査研究活動に伴う事務処理に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)	備	購入費	領収書の写しを添付 (使用実態に応じて按分) 資産形成につながる高額なものは不可
		品	リース	契約書等の写しを添付 (使用実態に応じて按分)
		通 信 費	郵送料 電話料 プロバイダー料	領収書等の写しを添付 (使用実態に応じて按分)
		消 耗 品	購入費	領収書の写しを添付 内容及び購入数量の妥当性を確認する

項目	目的・内容	使 途 例 示	使 途 基 準 の 考 え 方
人 件 費	<p>会派の調査研究活動を補助する者を雇用するための経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)</p>	<p>給料</p> <hr/> <p>社会保険料</p> <hr/> <p>アルバイト賃金</p>	<p>政務調査に従事する割合に応じて按分する 補助職員を調査研究活動以外の事務に従事させた場合には、それぞれの事務に従事した割合を明確にし、政務調査費により支出する人件費の額は その割合以内とする</p> <p>*議員の親族を政務調査活動の補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない</p> <p>ただし、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務調査費を充当することができるものとする。</p> <p>*人件費への政務調査費の充当については、議員1人当たり月額15万円を超えない範囲で、かつ、最低賃金法等関係法令を遵守する。</p>

ウ 使途基準の運用指針

(7) 交通費、宿泊費、ガソリン代等

【交通費、宿泊費、ガソリン代等の支出について】

交通費、宿泊費、ガソリン代等の支出は、政務調査における調査研究活動が自発的活動であり、所要金額を議員自身が把握できるものであることから、**実費弁償が原則**となる。

a 調査研究活動は、議員の自発的意思に基づいて行うものであり、いわば旅行者自身が旅費の支給権者であることから、一定の基準に基づく支給を行うのではなく、**現に要した費用を充当する**、所謂、「**実費**」による。

b ガソリン代について

自家用車を使用した際のガソリン代は、交通費が実費支出が原則であるものの、自家用車を使用した際の交通費は、その算出が困難なこと等から、特例として、1 km当たり37円を「走行距離」に乗じて得た額を支出することとする。

なお、**走行距離は議員の実測による。**

また、この支出は、政務調査費の支払証明書により議員が証明する。

c 交通費、宿泊費について

交通費、宿泊費等の内容や額は、社会通念上許容される範囲のものである必要がある。

d 自己所有の自動車を、政務調査活動に使用する場合の自動車の車検代、保険料、修理代の取扱いについて

調査研究活動に自動車を使用する際の費用は、交通費として取扱うこととなる。

従って、政務調査費で支出できるのは、ガソリン代及び有料道路通行料、駐車料等の実費のみであり、**その他の維持管理に要する費用に支出することは適当でない。**

(イ) 会費等の支出の考え方

【会費等の支出について】

議員が選挙区等において、各種団体等からの要請によって参加する会合や集会に負担する会費等については、その出席する会合や集会の目的が、「政務調査」として適当か否か、その会合や集会の個々具体的な内容や実態により判断することとなる。

- a 所謂、「会費等」の支出は多様性があり、個別具体的な支出にあたっては、判断が難しいものがあるが、「県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取する等、政務調査のために議員が出席する各種会議等に要する経費」をいうものである。
- b 従って、議員として参加する会議や会合であっても、**その内容が、飲食を主目的とするもの、懇親が目的であるもの等**、外形的に、或いは社会通念上、一般県民の常識上、政務調査の目的を有する会議や会合ではないと認識されるものは、**政務調査費の支出対象とはならない**。
- c 例えば、学生時代の同窓会に議員が出席した場合、その席上で、友人や参加者と県政に関する話題で有益な意見交換がなされたとしても、その同窓会の参加費用は、一般的にはセレモニーの後の懇親のための飲食代というのが相場と思料されるので、政務調査費の支出対象にはなり得ない。
- d また、議員が主催する会議や会合での茶菓の提供は支出可能であるが、アルコール・食事代等の支出は適当ではない。
- e なお、政務調査費から支出できない会議や会合の費用の具体例としては、次のような例が考えられる。

- ① 政党活動経費への支出
党大会への出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、党大会賛助金
党大会参加費用、会派の役員経費 等
- ② 後援会活動経費への支出
後援会活動への出席費用、他議員の後援会や祝賀会への出席会費 等
- ③ 私的活動経費への支出
宗教活動経費（檀家総代会、報恩講、宮参り、等）、
祝賀会・祭り等の参加経費、親睦会・レクリエーション等経費、
ロータリークラブ・ライオンズクラブ・趣味の会等経費、
議会内の親睦団体（野球部、ゴルフクラブ等）の会費
冠婚葬祭への出席費用（葬儀、祝賀会、結婚式、祭り、等）
慶弔餞別費等（見舞金、香典、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状、等） 等
- ④ 挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出
J A・漁協・土地改良区・森林組合等の総会における挨拶だけの出席費用
町内会・老人クラブ・青年団・壮年会・婦人会等の会食だけの出席費用
県有施設・県道等の起工式や竣工式の出席費用
- ⑤ 飲食を主目的とする懇親会や会合の出席費用の支出
- ⑥ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合における、その団体の理事会・役員会・総会の出席費用の支出

(ウ) 按分による支出の考え方

【事務所費、人件費、事務費の支出について】

使途項目のうち、「**人件費**」、「**事務費**」及び「**事務所費**」は、調査研究活動のほか、その他の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合等によって経費を按分し、調査研究活動に要した経費相当額のみを政務調査費から支出することとする。ただし、原則2分の1を上限とする。

a 按分の方法の考え方は、次の考え方を参考とする。

(a) 人件費

- ① 事務所職員を他の活動にも従事させている場合
調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分する。
- ② 調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できる。

〔按分の例〕

- ・勤務実績表に基づく按分
政務調査に関する勤務実績表を作成して、政務調査費の充当比率を求める。
- ・業務実績（推計）に基づく按分

$$\text{〔式〕} \quad \frac{\text{調査研究業務 (A \%)} }{\text{調査研究業務 (A \%)} + \text{それ以外の活動 (B \%)}$$

(b) 事務費（通信費）

政務調査費に係る通話時間（概数）、使用頻度で按分する。

なお、FAXの使用状況のように、一般通話、携帯電話の使用明細を発行してもらい、相手先番号により振り分け、按分する方法も考えられる。

- ・使用実績の割合（推計）に基づく按分

$$\text{〔式〕} \quad \frac{\text{調査研究業務 (A \%)} }{\text{調査研究業務 (A \%)} + \text{それ以外の活動 (B \%)}$$

(c) 事務費（備品・消耗品等）

- ・使用実績の割合（推計）に基づく按分

$$\text{〔式〕} \quad \frac{\text{調査研究業務 (A \%)} }{\text{調査研究業務 (A \%)} + \text{それ以外の活動 (B \%)}$$

(d) 事務所費（光熱水費を含む）

7頁の調査委託費に係る用途基準の考え方に該当するものである。

議員が事務所を設置している場合は、会派の経理責任者に「事務所設置状況報告書」を提出し、所有区分、兼用の有無及び面積等を明確にする。

事務所が複数の機能を兼ねる場合の按分率算出の基準例を次のとおりとする。

① 使用実績（活動時間等）による按分

賃借料、光熱水費等は調査研究活動実績により按分する。

政務調査活動	それ以外の活動
--------	---------

$$\text{〔式〕} \quad \text{按分割合（\%）} = \frac{\text{政務調査活動（時間 A）}}{\text{政務調査活動（時間 A）} + \text{それ以外の活動（時間 B）}}$$

② 使用領域（面積）による按分

事務所が複数の機能を兼ねる場合、可能な限り外形的な分離・区分を示せる区切りなどを設ける等、分離独立させることが望ましい。

分離区分ができる場合は、政務調査活動に使用する部分とそれ以外の使用部分の使用領域（面積）で按分する。

$$\text{〔式〕} \quad \text{按分割合（\%）} = \frac{\text{政務調査活動に使用する面積（B）}}{\text{事務所全体の面積（A）}}$$

用途項目のうち、「人件費」、「事務費」及び「事務所費」は調査研究活動以外の活動にも使用される可能性があり、その性質上、調査研究活動に要した部分とそれ以外の活動に要した部分を明確に区分することが困難であると考えられるが、政務調査費は、調査研究活動に要した経費しか支出できないことから、按分により、調査研究活動に要した経費部分を算定して支出することとしているものである。

b 按分率の見出し方について

按分率を見出すためには、使用実績等を積み上げて、その割合を求める。
面倒でも、按分率を費目毎に一定の数値で予め決めるといふわけにはいかない。

(a) 人件費

- ・ 給料 → 例；従事時間、従事日数

(b) 事務費

- ・ 通信費 → 例；通話時間数、使用頻度
- ・ 備品・消耗品等 → 例；使用頻度

(c) 事務所費

- ・ 賃借料 → 例；使用面積
- ・ 光熱水費 → 例；使用頻度、時間、使用面積

(I) 領収書等の添付及び使途等の記載

- a** 収支報告書に添えて提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）
の写しは、領収書等の添付様式に添付し、次の事項を記載する。

(a) 使途及び内容等

- 記載例・〇〇調査に係る鉄道賃、宿泊料
・ 〇〇研修会参加料 等

(b) 按分の割合と按分の割合に基づく支出額

（「事務所費」、「事務費」及び「人件費」等）

(c) 政務調査費の支出額

（按分による支出額以外で、経費の一部に政務調査費を充当した場合等、領収書等の額面金額では政務調査費の支出が判明しない場合）

個々の支出が使途基準に沿ったものであるか、また、政務調査費がいくら支出されたかを明確にするために、領収書等に必要な事項を記載することとする。

なお、収支報告書に記載されている内容に間違い等がないかを確認するためにも、領収書等には、これらの記載が必ず必要なので注意する。

4 会計処理

(1) 調査研究に要した経費の支出方法

ア 会派からの支出

調査研究に要する経費については、会派が直接支払うことが原則である。

イ 議員又はグループからの支出

議員又はグループが支出する場合は次のいずれかの方法による。

(ア) 前払いによる場合

議員又はグループが行う調査研究に要する経費に充てるため、会派が予め政務調査費を前払いする。

(イ) 精算による場合

議員又はグループが会派に調査研究に要した経費を報告し、会派から所要額の支払いを受ける。

(2) 政務調査費の経理方法

ア 会派の政務調査費経理責任者が行う事務

会派全体に係る会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を5年間整理保管しなければならない。

したがって、会派が解散等により消滅した場合であっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存するものとする。

イ 議員又はグループが行う事務

会派が計画した調査研究事業の一部を分担した議員又はグループは、調査等に要した経費に係る会計帳簿を調製するとともに証拠書類の整理を行い、会派が指示する日までに、経理責任者に会計帳簿と証拠書類（調査記録簿を含む。）を提出する。

- 提出する証拠書類は、領収書、口座振替書、契約書、研修会等の資料、調査記録簿、支払証明書等とする。

- 領収書は、原則、全ての支出について徴することとする。

ただし、鉄道賃、バス賃、航空運賃等領収書を徴する事ができない場合には、支払証明書を提出する。

ウ 会計帳簿の調製

会派及び議員又はグループは、用途の項目ごとに会計帳簿を調製することとし、参考様式は別紙のとおりとする。

(3) 政務調査費の返還

交付を受けた政務調査費の総額より用途基準に従って行った支出の総額が下回った場合には、政務調査費に「残余」が生じたことになり、その額を返還することになる。

なお、収支報告書に記載された内容から、用途基準に従っていないと判断される支出についても「残余」と見なされるため、留意すること。

5 調査研究活動の報告

議員又はグループは、分担して実施した調査研究事業について調査研究活動報告書を作成し、会派に提出する。

会派は、全体の調査研究活動について、調査研究活動報告書を取りまとめ、整理保管する。

6 収支報告

(1) 収支報告書等の提出及び閲覧

ア 収支報告書等の提出

(ア) 収支報告書の提出時期

- a 会派の代表者はその年度における収支報告書を、その年度の末日の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出しなければならない。
- b 会派が解散したときは、その代表であった者は、その日の属する月までの収支報告書を、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(イ) 収支報告書に添えて提出する証拠書類等

- a 領収書(添付様式に貼付したもの) (写し)
- b 支払証明書 (写し)
- c 調査研究活動報告書 (主なもの)

イ 収支報告書等の閲覧

(ア) 閲覧制度

会派から提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（5月31日）から、県民及び県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人の閲覧に供する。

(イ) 非開示情報の取り扱い

会派から提出された書類は、栃木県議会情報公開条例第7条の非開示情報を除き、全て閲覧に供する。

7 調 査

(1) 議長の調査

議長は、政務調査費の適正な運用を図るため、収支報告書が提出された後、必要に応じて会派が整理保管している証拠書類等の調査を行う。

ア 収支報告書と会計帳簿、証拠書類との照合

イ 政務調査費の支出内容と使途基準との照合 等

(2) 議会事務局による確認

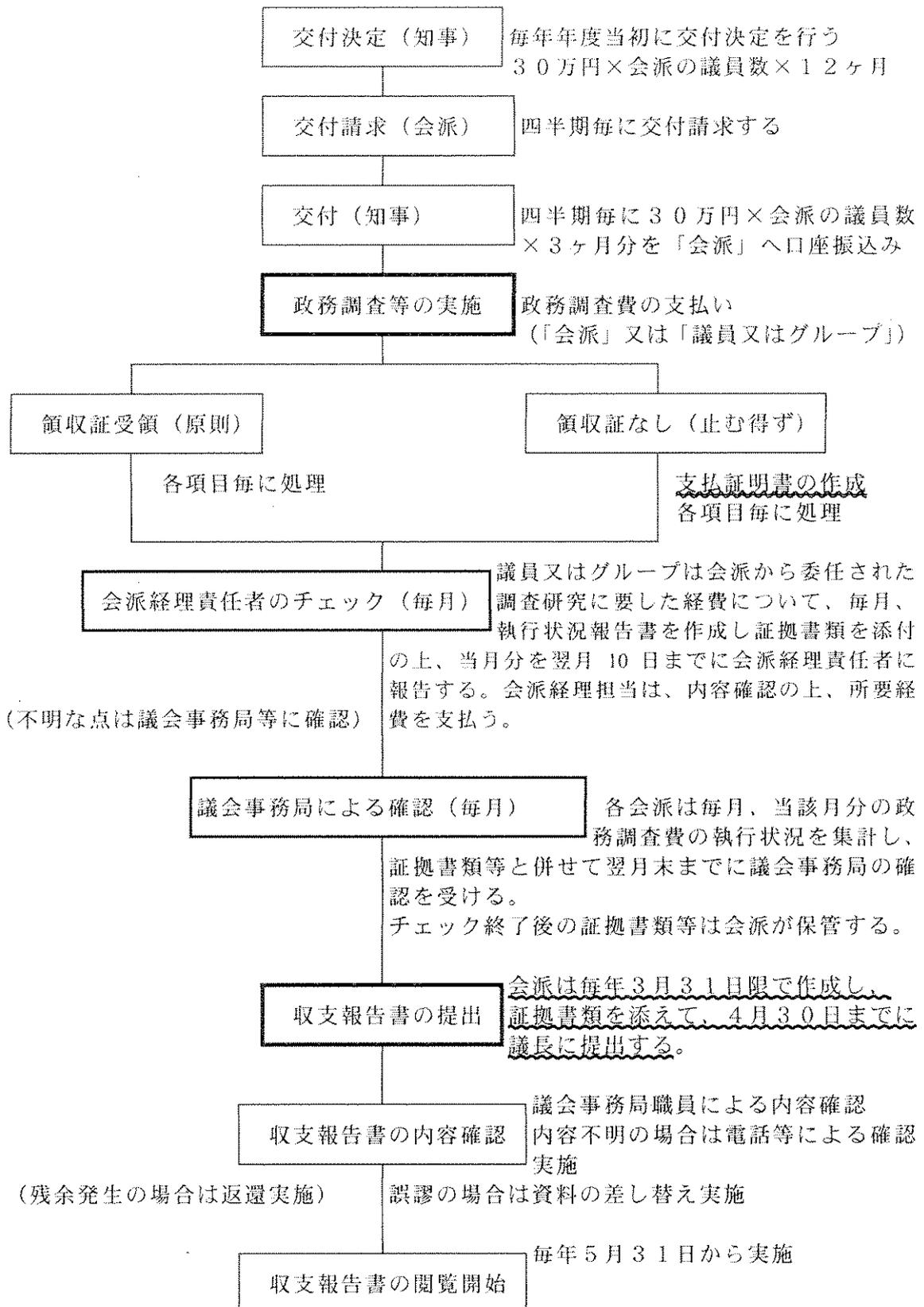
提出された書類について、原則として書面上の確認を行う。

- ・提出すべき書類にもれがないか確認
- ・提出書類の記載内容について、誤りがないか確認
- ・按分比率の確認 等

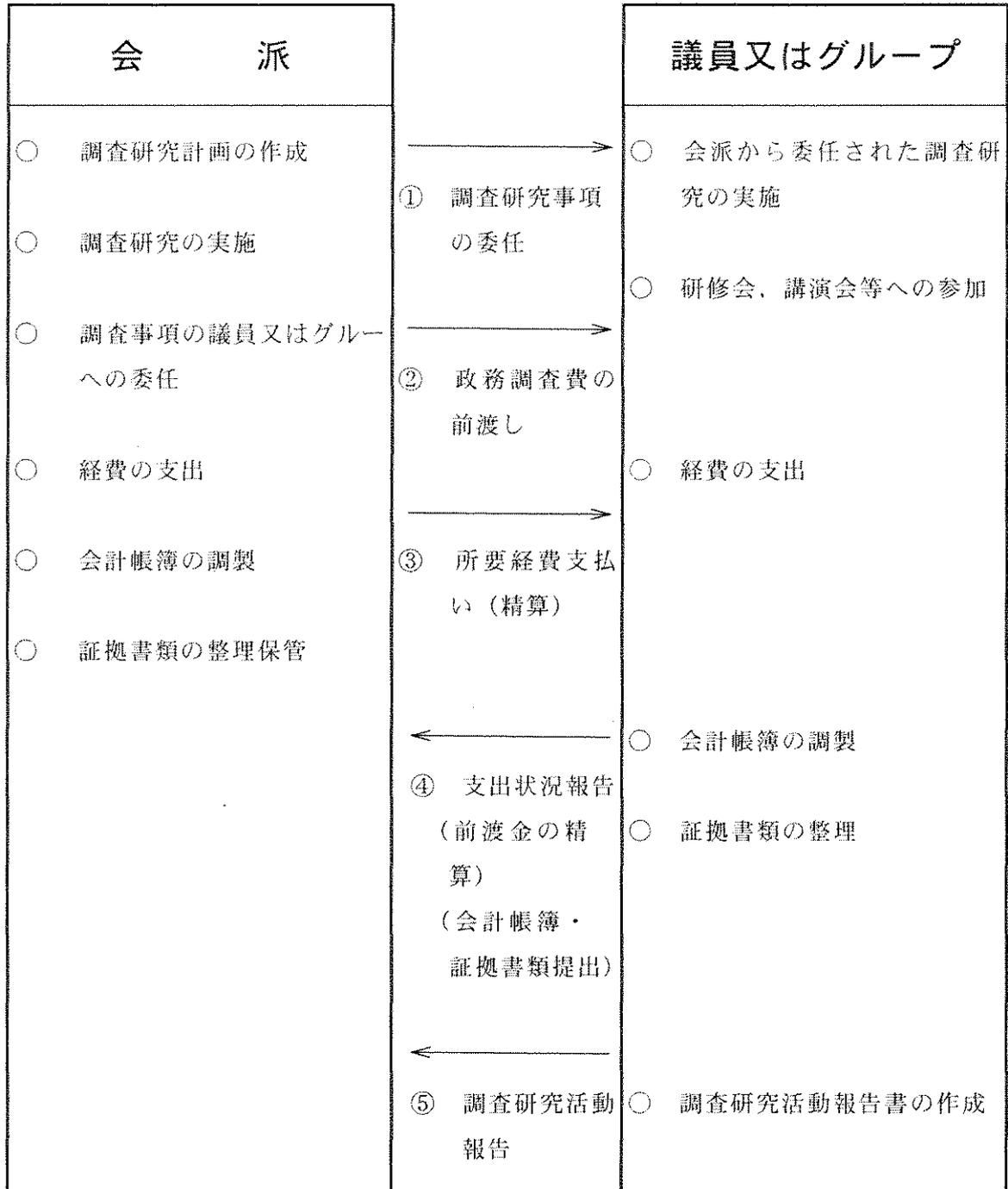
(3) 政務調査費マニュアルの運用における疑義等

会派は政務調査費マニュアルの運用等について、疑義が生じたとき、あるいは、見直しの必要性が生じた場合には、各会派の経理責任者による「政務調査費経理責任者連絡会議」を開催して協議を行う。

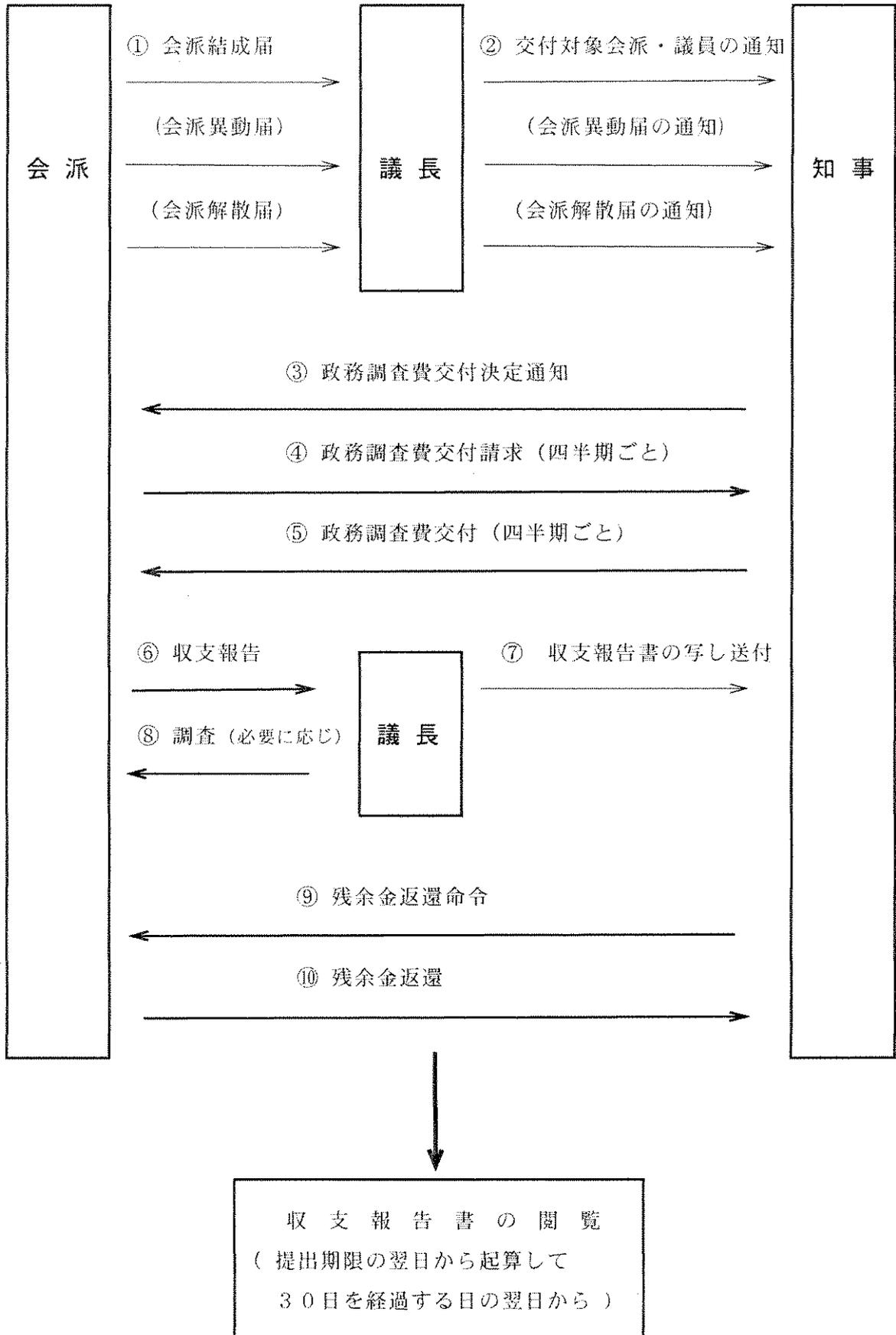
8 政務調査費手続きの流れ



政務調査費交付手続き等フロー



政務調査費交付手続き等フロー



(資 料 編)

関 係 法 令 等

1. 地方自治法（第100条第13項・第14項） 24
2. 栃木県政務調査費の交付に関する条例 25
3. 栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程 - 29
4. 栃木県議会情報公開条例第7条 40

地方自治法（抄）第100条第13項・第14項

第100条

- 13 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

栃木県政務調査費の交付に関する条例

〔平成13年3月9日〕
〔栃木県条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付)

第2条 政務調査費は、栃木県議会における会派（所属議員が1人であるものを含む。以下「会派」という。）に対し、交付する。

(政務調査費の交付の額等)

第3条 会派に交付する政務調査費の月額は、30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における会派の所属議員数による。

3 月の初日以外の日において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属する会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(会派の届出)

第4条 政務調査費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を記載した会派結成届を議長に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 政務調査費経理責任者の氏名
- (4) 所属議員数
- (5) 会派の結成の年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に異動があったときは、会派が解散した場合を除き、その年月日及び異動に係る事項を記載した会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、その代表者であった者は、その年月日を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第5条 議長は、前条第1項の規定による会派結成届の提出があった会派について、毎年4月1日現在における同項各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

2 議長は、前条第1項の会派結成届、同条第2項の会派異動届又は同条第3項の会派解散届の提出があったときは、速やかに、その内容を知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付の決定等)

第6条 知事は、前条各項の規定による通知があったときは、速やかに、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定をし、会派の代表者(会派が解散したときは、その代表者であった者)に通知しなければならない。

(政務調査費の交付の方法等)

第7条 会派の代表者は、前条の規定による通知があったときは、毎四半期の最初の月の20日までに当該四半期に属する月分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一の四半期の途中において会派を結成した場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)以降の月分の政務調査費を速やかに請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、その日の属する月までの月分の政務調査費を請求するものとする。この場合において、当該四半期における残りの月分の政務調査費については、その日の属する月の翌月において速やかに請求するものとする。

3 知事は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに、政務調査費を交付するものとする。

4 知事は、一の四半期の途中において会派の所属議員数に異動があったときは、当該会派に既に交付した政務調査費については、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)以降の月分の政務調査費から調整するものとする。

5 一の四半期の途中において会派が解散したときは、その代表者であった者は、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)以降の月分の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の用途)

第8条 会派は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書の提出等)

第9条 会派の代表者は、その年度における次に掲げる事項を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「証拠書類の写し」という。)を添えて、その年度の末日の翌日から起算して30日以内に、これを議長に提出しなければならない。

- (1) 会派名
- (2) 交付を受けた政務調査費の総額
- (3) 政務調査費による支出の総額及びその内訳
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会派が解散したときは、その代表者であった者は、その日の属する月までの収支報告書に証拠書類の写しを添えて、その日の翌日から起算して30日以内に、これを議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条第1項又は第2項の規定による収支報告書の提出があったときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度においてした政務調査費による支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第12条 第9条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しは、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する個人
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号）第7条に規定する非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

改正後の栃木県政務調査費の交付に関する規定は、この条例の施行以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程

(平成13年栃木県議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県政務調査費の交付に関する条例（平成13年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第4条第1項の会派結成届は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の会派異動届は、別記様式第2号によるものとする。

3 条例第4条第3項の会派解散届は、別記様式第3号によるものとする。

(政務調査費の請求)

第3条 条例第7条第1項又は第2項の規定による請求は、別記様式第4号により行うものとする。

(政務調査費の使途基準)

第4条 条例第8条の議長が別に定める基準は、別表のとおりとする。

(収支報告書)

第5条 条例第9条第1項又は第2項の収支報告書（以下「収支報告書」という。）は、別記様式第5号によるものとする。

(収支報告書への証拠書類の写しの添付)

第6条 条例第9条第1項及び第2項の規定による証拠書類の写しの添付は、別表に掲げる項目の区分ごとに、別記様式6号により行うものとする。

2 前項の場合において、領収書その他の証拠書類の取得が困難な場合にあっては、支払証明書（別記様式第7号）を添付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第8条 条例第12条第2項の規定による収支報告書（同項の証拠書類の写しを含む。以下同じ。）の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧をしようとする者は、収支報告書閲覧請求書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

3 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

4 収支報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 収支報告書は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

- 6 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	会派が議会審議に必要な資料の作成に要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞・雑誌購読料等)
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務の遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

(注) () 内は、例示とする。

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名



会 派 結 成 届

栃木県政務調査費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 会派の結成の年月日
- 6 所属議員氏名

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名



会 派 異 動 届

栃木県政務調査費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政 務 調 査 費 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異 動 の あ っ た 所 属 議 員 氏 名		

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名



会 派 解 散 届

栃木県政務調査費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

会派の名称

代表者の氏名



年度政務調査費請求書

栃木県政務調査費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、次のとおり請求します。

金 円

ただし、年 月～年 月分（年 月分）として

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名



年度政務調査費収支報告書

栃木県政務調査費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1 収 入

政務調査費 _____ 円

2 支 出

（単位：円）

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

（注） 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残 余

_____ 円

別記様式第6号（第6条関係）

証拠書類の添付様式

項 目	
整理番号	
証拠書類のちよう付欄	
用途の内容	
政務調査費の充当額 円	

別記様式第8号（第8条関係）

収 支 報 告 書 閲 覧 請 求 書

栃木県議会議長 様

栃木県政務調査費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり
請求します。

関 覧 日	年 月 日
住 所 〔法人にあっては、事務 所又は事業所の所在地〕	
氏 名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名並び に閲覧者の氏名〕	
電 話 番 号	
関 覧 す る 収 支 報 告 書	

栃木県議会情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第七条 議長は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされている情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- 三 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 四 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 議会の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 五 会派の活動に関する情報又は議員の活動に関する情報であって、公開することにより、会派の活動又は議員の活動に著しい支障が生ずると認められるもの
- 六 議会及び議会以外の県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 七 議会若しくは議会以外の県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 七 公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(平一四条例三三・平一四条例五七・平一六条例一・平一七条例一・平一九条例三八・一部改正)